

# 美瑛町支援教育基本方針

～一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うために～

令和7年6月

美 瑛 町 教 育 委 員 会

## はじめに

文部科学省が令和4年に実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」において、「学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒」の割合は、8.8%（前回の平成24年調査結果では6.5%）であり、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童及び生徒の実態や支援の必要性がこれまで以上に高まっています。また、障害者の権利に関する条約が平成26年1月に批准され、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システム構築の理念が示されました。平成23年8月には障害者基本法が改正され、「国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と明記されました。その後、一部改正となった学校教育法施行令が平成25年9月1日から施行され、就学基準に該当する障がいのある子どもは原則特別支援学校に就学するという就学先決定の仕組みを改め、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。

近年、支援教育の動向として、インクルーシブ教育システムの理念がさらに強調され、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことが推進されています。文部科学省は令和6年度より「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、特別支援学校を含めた複数の学校を一体的に運営するモデルを創設しています。また、病気療養児に対する遠隔教育の制度改正により、オンデマンド型の授業が可能となり、より柔軟な教育環境が整備されています。

このような社会変化のなか、児童及び生徒や保護者の教育的ニーズに、学校や関係機関が一体となって支援を行えるよう、多様な学びの場を用意するとともに、「合理的配慮」や「基礎的環境整備」の充実を図り、より質の高い特別支援教育を推進しながら、本人及び保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について早期からの教育相談を進め、合意形成を行うことが必要です。

美瑛町教育委員会は、「すべての子どもへの予防教育」という観点から、個に応じた支援体制の整備・充実を図ってきました。また、児童及び生徒への支援として言語障害通級指導教室、通称「美瑛町ことばの教室」（平成9年度）や、学習障害・注意欠陥多動性障害通級指導教室、通称「美瑛町そだちの教室」（平成21年度）、情緒障害通級指導教室、通称「美瑛町すだちの教室」（平成31年度）を設置しています。また「特別支援教育専門員」を配置（平成14年度）し、特別支援学級設置校に対する支援を行うとともに、発達段階・障がいの状態に応じたきめ細かな指導の充実を図ってきました。また、通常の学級においても、町独自配置の「教育助手」（平成15年度）によるチームティーチング方式の指導や、教育的配慮が必要な児童生徒に対する指導の充実を図ってきました。一方で、支援が必要な児童生徒はその時々で状況が変わることも少なくなく、状況に合わせて柔軟な対応が行えるよう、令和5年度から特別支援教育専門員と

教育助手を統合し、あらたに「教育支援員」を配置することで、通常の学級と支援学級を線引きすることなく、支援や教育的配慮が必要な児童生徒がより良い学習環境で教育を受けられるようサポートを行っています。

さらに、平成 21 年度に作成した美瑛町子育てファイル「すとりーむ」(個別の支援計画・教育支援計画)を要とした支援体制の共有化により、就学相談・教育相談の充実を図るほか、幼稚園・保育園・子ども支援センター及び小中学校の特別支援教育コーディネーターが軸となり、就学先に出向き、子どもの実態把握とキャリア教育の充実のため、生涯を通じた特別支援教育を推進してきました。

文部科学省では、令和元年から全国の児童生徒に 1 人 1 台のコンピューターと高速ネットワークを整備する「GIGA スクール構想」をスタートし、ICT を活用した教育環境を整備し、個別最適化された学びや創造性を育む教育の実現に向けた取組が行われています。ICT の利活用は障がいのある児童生徒にとっても学習や生活上の困難を克服するための有効な手段になっています。

これらの背景を踏まえ、本町では、障がいの有無に関わらず、一人一人の子どもの教育的ニーズに沿ってアセスメントを行い、支援に加えて取り巻く環境をも改善することにより、さらにその子どもの可能性を伸ばすことを目指しています。美瑛町に在住するすべての子どもが支援の対象であり、それを取り巻くすべての大人が支援者であるという理念のもと、多様な子どもの実態に対応できる、柔軟で保護者が利用しやすいシステムを引き続き構築してまいります。今後も、早期からの一貫した支援充実のため、支援教育に関わる全ての町民の皆様のご理解をいただき、基本方針を基に本町の支援教育を推進してまいります。

令和 7 年 6 月 美瑛町教育委員会

## 目 次

### 第1章 本町における支援教育推進の基本的な考え方

1 基本方針の趣旨	1
2 国及び北海道、美瑛町における支援教育の動向	1
3 本町における支援教育の現状と課題	
（1）妊娠・出産・育児の切れ目ない相談・支援における現状と課題	3
（2）幼稚園・保育園、小学校・中学校における現状と課題	4
（3）支援教育体制における現状と課題	6
4 本町における支援教育の基本的な考え方と方向性	
（1）基本的な考え方	6
（2）支援教育の方向性	6

### 第2章 早期からの切れ目のない支援を目指した支援教育の推進

1 早期からの切れ目のない支援を目指した支援教育の考え方	7
2 早期からの教育相談・支援の充実	
（1）地域における教育相談・支援の充実	7
（2）適切な就学先の決定を行なうための相談の充実	8
3 子育てファイル「すとリーむ」（個別の支援計画・教育支援計画）の作成と活用	8

### 第3章 幼稚園・保育園、小・中学校における支援教育の充実

1 幼稚園・保育園、小・中学校における支援教育の考え方	9
2 幼稚園・保育園における障がいのある幼児への指導の充実	9
3 小学校・中学校における障がいのある児童生徒への指導の充実	9

### 第4章 一人一人の教育的ニーズに配慮した支援を推進するための専門性の向上

1 教職員等の専門性向上の考え方	10
2 専門的指導の充実	
（1）特別支援学校教諭免許状の取得促進	10
（2）「新たな教育支援」に関する幼保機関、小・中学校に求められる専門性	10
（3）特別支援教育コーディネーターとしての資質や専門性	10
3 専門性の向上に向けた研修や研究の充実	
（1）障がいの特性理解に関する研修	10
（2）個別の支援計画及び個別の指導計画に関する研修	10
（3）インクルーシブ教育推進に関する協働の在り方	10
（4）自立活動の指導内容と実践方法に関する研修	10
（5）子育てファイル「すとリーむ」の研修	11
（6）関係機関との連携スキルの研修	11

（7）ピアサポート・ソーシャルスキルトレーニングの指導法	11
（8）特別支援教育コーディネーターとしてのマネジメントスキル研修	11
4 専門家及び専門機関との連携と協力	
（1）地域支援コーディネーターの活用	11
（2）医療及び心理発達などの専門家との連携	11
（3）保健福祉（指定特定支援事業所等）との連携	11
（4）特別支援教育スーパーバイザー及びパートナー・ティーチャーの活用	11
参考文献及び引用文献	12
用語解説	13

## 第1章 本町における支援教育推進の基本的な考え方

### 1 基本方針の趣旨

- ・この方針は、学校教育法及び障害者基本法の改正、学校教育法施行令の一部改正等を受け、本町における支援教育を推進するため、令和7年度からおおむね5年間の支援教育に関する基本的な考え方と施策の方向性を示すものです。
- ・この方針は、社会状況の変化や国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。

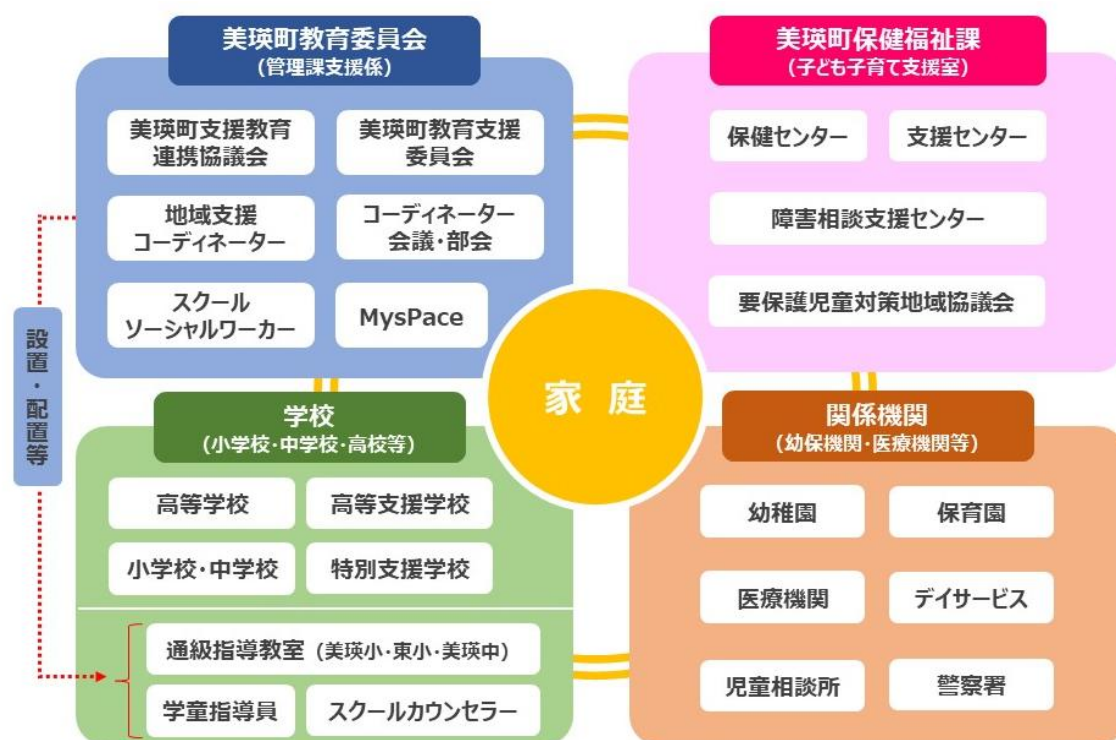
### 2 国及び北海道、美瑛町における支援教育の動向

年月	国・北海道	美瑛町
H2.4		言語障害児学級「美瑛町ことばの教室」開設
H5.4	学校教育法施行規則の改正・施行	
H9.4		言語障害通級指導教室「美瑛町ことばの教室」開設
H13.1	21世紀の特殊教育の在り方（協力者会議）	
H14.2	障害者基本計画 （乳幼児期から学校卒業までの一貫した教育）	特殊教育専門員の配置 （特殊学級への支援・経過観察児への支援）
H15.3	今後の特別支援教育の在り方（最終答申） （「特殊教育」から「特別支援教育」へ）	教育助手の増員配置 （TT指導、教育的配慮必要児・少人数指）
H16.6	「障害者基本法」の一部改正 （交流及び共同学習の推進）	美瑛町特別支援教育推進委員会の設置 〔会則第1条 設置の目的〕
H17.4	発達障害者支援法 （発達障がいのある児童生徒への支援）	推進委員会は、特別の場で行う「特殊教育」から、障がいのある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換がすみやかに行われるよう調査研究を行い、教職員の意識啓発や知識の向上を目指し、各学校における特別支援教育の推進と充実を図ることを目的とする。
H17.12	特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中央教育審議会答申）	※学習障害、注意欠陥多動性障害が通級対象
H18.4	学校教育法施行規則の改正	
H18.12	教育基本法の改正（教育の機会均等など）第4条2 「障害者の権利に関する条約」国連総会において採択	
	特別支援教育制度スタート	
H19.4	学校教育法等の一部を改正する法律 教育職員免許法の一部を改正する法律 その他関係法律の一部改正 特別支援教育の推進について（通知）	「美瑛町特別支援教育連絡協議会」に改称 ・会則の一部改正 ・新たな構成員（美瑛高等学校 CO）を追加 ※乳幼児期から青年期就労までの長期的な支援体制の構築
H19.9	「障害者の権利に関する条約」署名 批准検討開始	美瑛町就学指導委員会の充実 （就学先の決定だけでなく、就学後の支援について協議） 美瑛町特別支援教育推進指針「特別支援教育を進めるために」発行
H20.3	幼稚園教育要綱・小中学校学習指導要領の公示 特別支援教育に関する基本方針 （北海道教育推進計画を基本／10年間）	特別支援教育についてのアンケート調査 （対象：「ことばの教室」利用保護者） 美瑛町子育てファイル「すとりのむ」作成
H21.3	高等学校・特別支援学校学習指導要領の公示 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	「すとりのむ」完成・配布 個別の教育支援計画を用いて個別の指導計画の充実

H21.4		学習障害・注意欠陥多動性障害通級指導教室「美瑛町そだちの教室」開設
H23.8	障害者基本法の改正、公布・施行	美瑛町特別支援教育コーディネーター部会の充実
H24.7	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」(中央教育審議会報告)	「早期からの教育相談及び支援体制の構築に向けて」文部科学省事業委託(H24～H25の2か年) 「基礎的環境整備」と「合理的配慮」
H25.6	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立(H28.4.1施行)	個別の教育支援計画・個別の指導計画の充実
H25.9	学校教育法施行令の改正・施行	美瑛町就学指導委員会の更なる機能の充実 (就学先決定だけでなく、就学後の支援についての助言)
H25.10	教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～(文部科学省中等教育局特別支援教育課)	
H26.1	「障害者の権利に関する条約」批准(H26.2.19発効) 「北海道就学指導委員会」から「北海道教育支援委員会」へ改称	美瑛町特別支援教育推進指針の改訂
H26.10	教育支援のためのハンドブック(北海道教育支援振興協議会)	
H27.3		美瑛町特別支援教育基本方針の発行 「コーディネーターの手引き」作成
H29.3		「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)文部科学省事業委託(H29～H30の2か年)
H30.8	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行	「スタートカリキュラム」を小学校に導入
H31.4	要覧「特別支援教育」(令和元年度版)	情緒障がい通級指導教室「美瑛町そだちの教室」開設
R2.4		保健福祉課に「子ども・子育て支援室」設置
R3.4		美瑛町支援教育連携協議会会則の一部改正
R5.4	北海道が「特別支援教育に関する基本方針(2023年度～2027年度)」を策定	
R6.4		管理課に「支援係」設置
R7.		美瑛町支援教育基本方針の一部改訂(R7～R11)

### 3 本町における支援教育の現状と課題

〔図1〕美瑛町における支援教育の連携図



#### (1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない相談・支援における現状と課題

##### 【現状】

- 『子育てファイル「すとろーむ（個別の支援計画・教育支援計画）」（※以下、「すとろーむ」という）』の配付  
⇒1歳半健診及び3歳児健診等で配付し、活用を進めています。
- 早期相談体制における保健福祉課との連携  
⇒保健センターで実施している1歳半健診及び3歳児健診等を経て、子ども子育て支援室や子ども支援センター、指定特定相談支援事業所、医療と連携しながら、障がいのある乳幼児への早期からの教育相談を実施しています。
- 就学相談体制の整備  
⇒次年度就学予定の幼児を対象に、4月から幼稚園及び保育園で就学相談を実施し、6月からは、教育委員会が関係機関と連携し、本人及び保護者の教育的ニーズの把握や合意形成、教育環境の整備に向けた準備を行うなど、就学相談及び支援体制の整備に努めています。

##### 【課題】

- 支援に関する情報提供及び共有  
⇒良好な親子関係を形成するための一助として、現状のニーズに合わせた支援に関する情報を提供していくことが必要です。また、早期からの相談記録である「すとろーむ」を

もとに、保護者の同意を得て、教育及び育ちに関する相談を関係機関と情報共有を図りながら進めていく必要があります。

●早期からの相談体制の整備

⇒乳幼児期を含めた早期からの教育相談及び支援が受けられる相談体制の整備が必要です。

●就学相談の体制づくり

⇒本人及び保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズの把握と必要な支援について合意形成を図り、就学先を決定していくことが必要です。また、就学後も就学先の学校における教育内容、教育方法、支援体制、施設設備などの合理的配慮について、適宜検討していくことが望まれます。

●関係機関による引継ぎ

⇒支援学級在籍の有無に関わらず、「すとりーむ」の利用を心がけ、就労へ向けて本人の状態を把握し、引継ぎシート等を積極的に活用していく必要があります。幼稚園・保育園、小学校・中学校、高等学校、就労という大きな枠組みの支援教育において、「縦の連携」が必要です。また、「すとりーむ」を十分に活用するためには、その意義や整理の方法など、保護者や教員及び教育支援員等の研修も必要となります。

(2) 幼稚園・保育園、小学校・中学校における現状と課題

【現状】

●インクルーシブ教育の推進

⇒幼稚園・保育園、小学校・中学校では、集団生活を通して社会的スキルの向上や人とのつながり等を形成しています。また、保健センターや医療と連携し、発達を促す指導や支援を組織的に実践しています。

●幼稚園・保育園の支援環境整備

⇒幼稚園・保育園において、特別支援教育コーディネーターの指名や早期から教育相談を実施し、乳幼児への支援環境を整備しています。また、乳幼児の実態を把握するために、家庭訪問時や個人面談等で話し合われた内容を「すとりーむ」へ記録し、支援の目標づくりやその評価及び引継ぎにも活用しています。

●小・中学校の校内支援及び指導

⇒支援教育に対するニーズが高まるとともに、特別支援教育コーディネーターの指名や校内支援体制の整備、関係機関との連携が図られていることにより、教育相談及び指導支援を受ける児童生徒も増加傾向にあります。

●地域支援コーディネーターの役割

⇒幼稚園・保育園、小学校・中学校、高等学校における幼児及び児童生徒のアセスメントや医療同行等の連携を含めた支援活動と本人及び保護者との教育相談を通して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切かつ丁寧な対応を行っています。また、各学校の特別支援教育コーディネーターと各関係機関との連携を図っています。

●巡回指導等の効果的な活用

⇒各学校においては、通級指導教室の指導担当者や地域支援コーディネーター、近隣の特別支援学校（鷹栖養護学校、東川養護学校、旭川養護学校、旭川盲学校、旭川聾学校）による巡回相談、パートナー・ティーチャー派遣事業、上川教育局の特別支援教育スーパーバイザー等を効果的に活用し、指導や支援の充実を図っています。このことにより、専門的な視点から校内体制の支援や保護者支援の充実が図られ、効果的な個別の支援体制を組むことができています。

【課題】

●「すとりーむ」の活用について

⇒乳幼児期において多くのお子さんに活用されていますが、小学校就学以降は、主に支援を受けている児童生徒に多く活用されている状況であることから、保護者の同意を得て新たな引継ぎシート等の必要なオプションシートを追加し、就学先決定及び引継ぎに必要な資料を整えて、情報の共有を図っていく必要があります。また、就学後も児童生徒の実態にあわせて、適宜適切な教育相談を行っていく必要があります。

●個別の教育支援計画及び指導計画の作成と利用

⇒校内教育支援委員会の充実を図り、各教育機関における個別の教育支援計画を作成し、より具体的な個別の指導計画を立てて実践していきます。特に、本人の特性を良い方向へ導く自立活動の充実と適切な評価・評定を行っていくことが必要です。

●連携と連動

⇒各教育機関において、学級担任と教科担任、支援学級担任、コーディネーター、教育支援員とが緊密に連携・連動することで一層の充実を図っていくことが望まれます。

●幼児期就学支援

⇒幼稚園・保育園等において、子ども支援センターや保健センターとさらなる連携を図ることで、指導及び支援体制の充実につなげていきます。

●学童期支援

⇒本人及び保護者の感じている困難さを早期に捉え、保護者の意向を踏まえて、関係機関（通級指導教室や相談支援チーム）との連携や教育情報の共有が必要です。

●家庭教育支援

⇒保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま孤立することがないように、地域・学校・行政が連携を取り、親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会適切に支援していくことが重要です。

●キャリア教育の充実

⇒福祉的就労から一般就労への移行を推進する障がい者施策の動向を踏まえ、小学校段階から勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実を図るとともに、児童生徒が主体的に進路を選択できるよう見通しのある進路指導の充実が望まれます。

●専門的な資質向上のための研修の充実

⇒特別な支援や配慮を要する幼児及び児童生徒に対する専門的な指導と支援の充実を図るため、各種研修を実践していく必要があります。

### (3) 支援教育体制における現状と課題

#### 【現状】

- 支援教育連携協議会

⇒障がいの有無に関わらず幼児及び児童生徒に対する教育的支援の充実と支援体制の整備を促進するために設置されています。

- 地域支援コーディネーターの配置

⇒支援教育を専任とする地域支援コーディネーターを配置し、幼児及び児童生徒の保護者に対する子育て相談の場を設けるとともに、各教育機関における支援教育の充実を図っています。

#### 【課題】

- 相談件数の増加に向けての対応

⇒教育相談の寄せられる件数が増加傾向にあるため、各教育機関が共通理解を図り、情報の共有化及び実施内容の連携を図っていくことが必要です。

- 医療との連携の充実

⇒保護者との信頼関係を構築しながら、医療同行等により連携して支援を行っていく必要があります。

- 教育と福祉のより一層の連携

⇒教育委員会と保健福祉課では、各々で相談・支援における制度を所管していますが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加までと切れ目なく支援していく体制を整備していくことが必要です。美瑛町では令和2年度から保健福祉課内に「子ども子育て支援室」を新たに設置し、日頃からの情報共有や連携に努めています。

## 4 本町における支援教育の基本的な考え方と方向性

### (1) 基本的な考え方

・美瑛町では、障がいの有無に関わらず町内に在住するすべての子どもに対して「みんなで創る住み良いまちに向けて」を目標に心豊かにたくましく生活できることを目指しています。また、共生社会の形成に向けて、障がい者の権利に基づくインクルーシブ教育システムの理念を踏まえながら、次の基本的な考え方に基づき、本町の支援教育を推進してまいります。

①一人一人の教育的ニーズに応える支援

②早期からの切れ目のない支援の充実（学校での支援の体制・連携した支援の構築）

### (2) 支援教育の方向性

・上記（1）の基本的な考え方に基づき、幼稚園・保育園、小学校・中学校において、障がいの有無に関わらず幼児及び児童生徒に対して一人一人の教育的ニーズに応じた専門的な指導や支援を行い、各関係機関が連携し、次の視点にたつて本町における支援教育を推進してまいります。

①早期からの一貫した支援を目指した支援教育の推進

- ②幼稚園・保育園、小学校・中学校における支援教育の充実
- ③一人一人の教育的ニーズに配慮した支援を推進するための専門性の向上

## 第2章 早期からの切れ目のない支援を目指した支援教育の推進

### 1 早期からの切れ目のない支援を目指した支援教育の考え方

- ・合理的配慮に基づいて、障がいの有無に関わらず、町内に在住するすべての幼児及び児童生徒が自立や社会参加を目指して、心豊かにたくましく育つよう教育的ニーズに沿ったきめ細かな教育を進めるためには、乳幼児期から学校卒業までを通じて、本人・保護者との合意形成を図りながら、関係機関と連携し切れ目のない教育・支援が必要です。
- ・障がいの有無に関わらず、町内に在住するすべての幼児及び児童生徒に対する一貫した教育的支援を行うにあたっては、幼稚園・保育園、小学校・中学校が中心となって、本人及び保護者の意向を踏まえ、関係機関と連携し、「すとーりむ」を支援の要として作成・活用し、効果的な支援を推進してまいります。

[図2]



### 2 早期からの教育相談・支援の充実

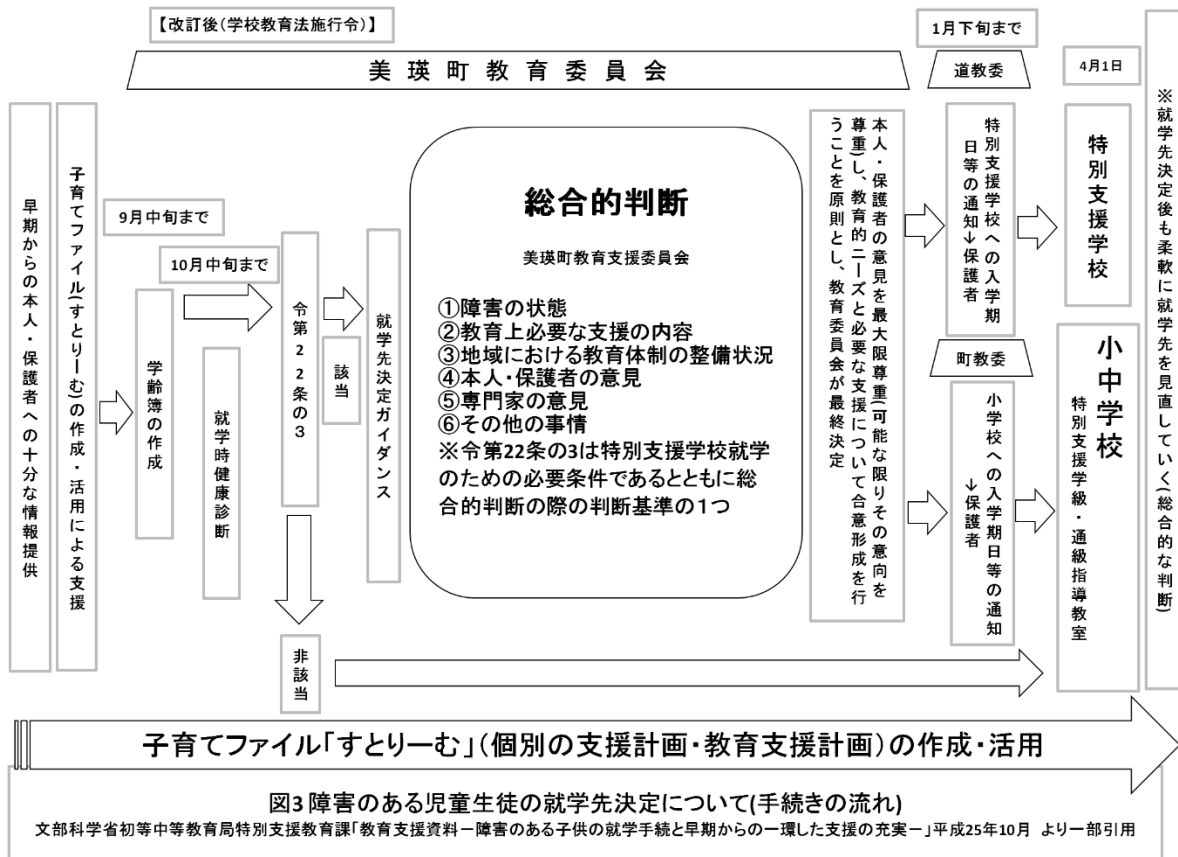
#### (1) 地域における教育相談・支援の充実

- ・乳幼児期を含めた早期からの教育相談・支援の充実を図るため、教育委員会や幼稚園・保育園、小学校・中学校は、医療、保健、福祉等の相談・支援機関と連携し、これらの機関に関する情報を保護者に対し、適切に提供するように努めます。
- ・教育委員会と幼稚園・保育園、小学校・中学校は、保護者が子どもの障がいの特性に応じた専門的な助言を受けられるよう、地域支援コーディネーターや特別支援学校の教育相談との連携に努めます。

(2) 適切な就学先の決定を行うための相談の充実

- ・障がいのある幼児及び児童生徒がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、障がいの有無に関わらず幼児及び児童生徒がともに教育を受けられるよう可能な限り配慮し、必要事項を整理の上、就学に関する手続き等について十分な情報の提供を行います。また、最終的な就学先の決定を行うために、本人及び保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について、十分な時間的余裕をもって合意形成を図ります。
- ・教育委員会による総合的な判断をするため、「その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容や地域における教育体制整備の状況その他の事情」について、勘案します。(「図3」を参照)

〔図3〕 児童生徒の就学先決定の流れ



3 子育てファイル「すとリーむ」(個別の支援計画・教育支援計画)の作成と活用

- ・早期から一貫した支援を行うためには、障がいの有無に関わらず、幼児及び児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を本人及び保護者の同意を得た上で、その取り扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有・活用していくことが重要です。
- ・「すとリーむ」を活用し、幼稚園・保育園→小学校→中学校→高等学校→進学先・就労先等…というように関係機関と連携し支援の記録を積み上げていくことで、効果的な指導や支援の実施に努めます。

- ・幼稚園・保育園、小学校・中学校については、幼保機関及び学校間や卒業後の進学先・就労先等の間で「すとりーむ」を含めた引継ぎが円滑に行われるよう努めます。

### **第3章 幼稚園・保育園、小・中学校における支援教育の充実**

#### **1 幼稚園・保育園、小学校・中学校における支援教育の考え方**

【支援教育の在り方】

- 子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導計画と支援体制の工夫
- 子ども一人一人の障がいの程度や特性に応じた指導の充実
- 子ども一人一人の良さや育ちをとらえ、指導に活かす評価の工夫
- 障がいの特性に応じて、本人及び保護者が受け入れ社会に適應していけるよう、継続した支援体制を整備（予防教育の理念）
- 従来の「点」としての就学支援ではなく、「線」としての継続的な教育支援、就労へ向けた「縦の連携」が必要（引継ぎ及び合理的配慮シートの活用を推進）

#### **2 幼稚園・保育園等における障がいのある幼児への指導の充実**

- 障がいの早期発見・早期対応が重要であり、幼保機関等における特別支援教育コーディネーターを指名するなど園内体制の整備を進め、幼児一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ることで予防教育へとつなげます。
- 医療及び保健福祉課、関係機関と連携を図り、「すとりーむ」の作成や、就学時には教育委員会における就学相談及び各小学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、指導や支援の充実を図るとともに、小学校への引継ぎへとつなげます。

#### **3 小学校・中学校における障がいのある児童生徒への指導の充実**

- 小学校・中学校においては、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内教育支援委員会などの体制を整えます。
- 校長のリーダーシップをもとに、特別支援教育コーディネーターが中心となり、全校的な協力体制のもと、在籍する児童生徒の実態の把握を行います。
- 保護者や幼保機関、保健福祉（指定特定相談支援事業者等）、地域支援コーディネーターや特別支援学校の教育相談及び上川教育局特別支援教育スーパーバイザーやパートナー・ティーチャーと連携して、発達障がいを含む障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ります。
- 支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒との日常的な交流及び共同学習の一層の充実を図ります。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒との交流及び共同学習（居住地校交流）の一層の充実を図ります。
- 特別支援学校高等部及び高等支援学校の教育課程や小学校・中学校での進路指導の進め方等に関わる情報提供を通して、小学校・中学校における障がいのある児童生徒のキャリア

教育・職業教育の進路指導の充実を図ります。

## **第4章 一人一人の教育的ニーズに配慮した支援を推進するための専門性の向上**

### **1 教職員等の専門性向上の考え方**

- 就学時における就学先を柔軟に変更できること及び就学後も適宜適切な就学の場の変更が行えることについて、学校関係者等の共通理解とすることが重要です。
- 支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒との日常的な交流及び共同学習の充実を図るために、児童生徒一人一人の教育的ニーズに配慮した学習カリキュラムや教育環境の調整をしていくことが必要です。
- 障がいの有無に関わらず、教育的ニーズのある幼児及び児童生徒に対して、自立と社会参加という中長期的展望のもとに、現在の教育的ニーズに的確に応える指導・支援をどのように提供し、多様で柔軟な環境をいかに整備していくかが重要です。

### **2 専門的指導の充実**

#### **(1) 特別支援学校教諭免許状の取得促進**

現任教諭について、認定講習の受講を呼びかけるなど、特別支援学校教諭免許状取得を推進し、保有率を向上させていきます。

#### **(2) 「新たな教育支援」に関する幼保機関及び小・中学校の指導者に求められる専門性**

「新たな教育支援」に関して、幼稚園・保育園の先生や小・中学校において通常の学級を担当する教員の共通理解が深まるよう研修の充実を図ります。また、幼児及び児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育や専門的実践的指導を学級経営や学年経営を通じて行うようにします。

#### **(3) 特別支援教育コーディネーターとしての資質や専門性**

本人、保護者、専門家、関係機関との連絡調整などを適切に行うためには、特別支援教育コーディネーターとしての資質や専門性が求められます。適宜開催される支援教育コーディネーター会議及び部会では、各学校の情報交換を通して、校内支援委員会の運営方法や幼児及び児童生徒の困難な状況に対応する相談活動の体制づくりなどの「生きた研修の場」として位置づけられています。

### **3 専門性の向上に向けた研修や研究の充実**

#### **(1) 障がいの特性理解に関する研修**

⇒発達障がい、知的障がい、情緒障がいなど、障がいの特性に応じた理解の深化

#### **(2) 個別の支援計画及び個別の指導計画に関する研修**

⇒アセスメントに基づいた具体的な支援目標と内容の立案力を養う

#### **(3) インクルーシブ教育推進に関する協働の在り方**

⇒通常の学級の担任や教育支援員などとの連携、支援チームのスキル強化

#### **(4) 自立活動の指導内容と実践方法に関する研修**

⇒子どもの実態に応じた自立活動の目標設定や指導法など

(5) 子育てファイル「すとりーむ」の研修

⇒記録の取り方など

(6) 関係機関との連携スキルの研修

⇒福祉・医療・相談支援機関等との連携

(7) ピアサポート・ソーシャルスキルトレーニングの指導法

⇒子ども同士の関わりを支援するための具体的な方法論の習得

(8) 特別支援教育コーディネーターとしてのマネジメントスキル研修

⇒校内支援体制の構築や調整役としてのリーダーシップや企画運営力の強化

#### 4 専門家及び専門機関との連携と協力

(1) 地域支援コーディネーターの活用

美瑛町に配置されている地域支援コーディネーターが定期的な研修会及び地域支援を実施することで、各学校の特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、ネットワーク体制を構築します。

(2) 医療及び心理発達などの専門機関との連携

一人一人の障がいの状態や程度等の専門的な判断や、個々の障がいの特性に基づく適切な指導方法が必要であることから、個別指導にあたっては、医療・心理・言語療法・理学療法・作業療法・視能訓練などを担う専門機関との連携が必要です。専門機関との連携にあたっては、教員の役割との区別を明確化し、適切な役割分担に基づく有機的な連携を図っていきます。

(3) 保健福祉（指定特定支援事業所等）との連携

子ども子育て支援室や子ども支援センター、保健センターと継続的な連携を図ることで、指導と支援体制の充実につなげていきます。また、デイサービス等を利用する幼児及び児童生徒の増加に伴い、保健福祉との連携を密にし、幼児及び児童生徒の健全な成長につなげるための要として、サービス等利用計画書の作成や療育手帳の申請及び更新にあたり、「すとりーむ」の活用を推進します。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー及びパートナー・ティーチャーの活用

上川教育局の特別支援教育スーパーバイザー及び北海道立特別支援学校から派遣されるパートナー・ティーチャーの活用を進め、支援教育に関する専門的な研究の充実を図るとともに、支援教育の中核となる人材を育成していきます。

## 参考文献及び引用文献

- \* イギリスにおける特別な教育的ニーズを有する子どもの指導に関する調査  
〔国立特別支援教育総合研究所 平成 14 年 3 月〕
- \* 市町村教育委員会等就学事務担当者説明会議資料  
〔北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 平成 14 年 6 月〕
- \* 小・中学校における LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）〔文部科学省 平成 16 年 1 月〕
- \* PEARLS OF WISDOM How we should care for LD,ADHD,HFA ～特殊教育のノウハウの活用～  
〔北海道立特殊教育センター 平成 16 年 3 月〕
- \* 特別支援教育ハンドブック〔第一法規 平成 17 年 3 月〕
- \* 小・中学校等における LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する総合的な教育支援体制整備のために  
〔北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課 平成 17 年 5 月〕
- \* 特別支援教育を推進するための制度の在り方について〔中央教育審議会 平成 17 年 12 月〕
- \* 旭川市における特別支援教育の在り方  
〔旭川市就学指導委員会 特別支援教育調査研究懇話会 平成 17 年 12 月〕
- \* ここがポイント 北海道の特別支援教育〔北海道学校教育研究会 平成 18 年 4 月〕
- \* 本道の小・中学校における LD・ADHD・高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒の教育支援体制整備のためのガイドブック〔北海道教育委員会 平成 18 年 7 月〕
- \* 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議による「特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）」〔中央教育審議会 平成 21 年 2 月〕
- \* 「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児がくらしやすい地域づくりの推進に関する条例」〔北海道 平成 21 年 3 月〕
- \* 特別支援教育の在り方に関する特別委員会の論点整理〔中央教育審議会 平成 22 年 12 月〕
- \* 特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備ワーキンググループ報告  
〔中央教育審議会 平成 24 年 2 月〕
- \* 特別支援教育のあり方に関する特別委員会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」〔中央教育審議会 平成 24 年 7 月〕
- \* 教育支援資料～障害のある子どもの就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～  
〔文部科学省中等教育局特別支援教育課 平成 25 年 10 月〕
- \* 平成 24・25 年度 早期からの教育相談・支援体制構築事業 理解啓発用資料  
〔北海道教育委員会〕 推進地域美瑛町
- \* 教育支援のためのハンドブック〔北海道教育支援振興協議会 平成 26 年 10 月〕
- \* 特別支援教育に関する基本方針（改訂版）〔北海道教育委員会 平成 30 年 3 月〕
- \* 平成 29・30 年度「発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業」（特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業）〔文部科学省事業委託資料〕
- \* 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告  
〔文部科学省 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム 平成 30 年 3 月〕
- \* 美瑛町子育てファイル～すとろーむ～〔美瑛町教育委員会〕  
ダウンロード URL : [https://www.town.biei.hokkaido.jp/modules/gakkou/index.php?content\\_id=27](https://www.town.biei.hokkaido.jp/modules/gakkou/index.php?content_id=27)

## 用語解説

※北海道教育委員会「特別支援教育に関する基本方針（改訂版）」より一部引用

### 【合理的配慮】

障がい者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であり、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの。

具体的には、

- ①教員、支援員等の確保
- ②施設・設備の整備
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮などが挙げられる。

### 【基礎的環境整備】

障害のある子どもに対する支援については、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらの環境整備はその整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において障害のある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供する。

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦取り出し指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

### 【インクルーシブ教育システム】

「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」に基づき、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児及び児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備すること。

### 【今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）】

特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議が平成15年3月に取りまとめたものであり、障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障がいのある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るとともに、その推進体制を整備することが提言された。

この報告においては、

- ①盲・聾・養護学校を障がい種にとらわれない学校制度（特別支援学校（仮称））にするとともに

に、地域の特別支援教育のセンター的機能を有する学校とすること

②小・中学校における特別支援教育の体制を確立するとともに、特殊学級や通級による指導の在り方を見直すこと

③教員等の専門性を強化するための免許制度の改善などの制度的な課題について、具体的検討の必要性

が指摘されている。

### 【特別支援教育の更なる充実に向けて（審議の中間とりまとめ）】

障がいのある幼児及び児童生徒一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現するため、特に重要である早期からの教育支援の在り方について提言されている。

具体的には、

①幼稚園等での個別の教育支援計画の作成・活用等を推進するため、教育委員会が首長部局等と連携しつつ、専門家チームの派遣や教員研修の機会を提供するなど、幼稚園等に対する支援を充実する

②幼児教育段階から義務教育への円滑な移行を図るため、市町村教育委員会が就学移行期における個別の教育支援計画を作成すること。また、この個別の教育支援計画の作成・活用を通じて、障がいの程度が「就学基準」に該当するかどうかに加えて、必要な教育的ニーズ、保護者や専門家の意見、就学先の学校における教育や支援の内容等を総合的に判断して市町村教育委員会が決定する仕組みとする

③就学後においても継続的な就学相談・指導を実施する

④特別支援学校に就学する児童生徒が居住地の小・中学校との交流を深めるための取組を促進する

⑤市町村教育委員会等の体制整備を図る

などが内容として盛り込まれている。

### 【特別支援教育の在り方に関する特別委員会】

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会に設置された。

主な検討事項は、

①インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革

②制度改革の実施に伴う体制・環境の整備

③障がいのある幼児及び児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策

### 【障害者の権利に関する条約】

障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障がい者の尊厳、個人の自律及び自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、法の下での平等、身体の自由、アクセシビリティ、家族、教育、労働等様々な分野において、障がい者の権利を保護・促進する規定を設けている。

### 【障害者基本法】

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的としている。

平成5年12月公布

平成16年6月一部改正

平成23年8月一部改正

### 【障害者基本計画】

平成14年12月に閣議決定され、平成15年度を初年度として10年間を見通した障がい者関連施策の基本的な方向について定められている。この中において、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、LD等などについて教育的支援を行うなど、教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが基本方針として盛り込まれている。

### 【発達障害者支援法】

発達障がいに関し、早期発見や発達支援に対する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における支援や就労の支援等を定めている。

同法及び同法の政省令における発達障がいとは、自閉症アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい、行動及び情緒の障がいとされている。

これらには、従来から特殊教育の対象となっている障がいが含まれるほか、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が有するLD、ADHD、高機能自閉症等も含まれる。

平成16年12月公布

平成20年12月一部改正

### 【北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（略称：北海道障がい者条例）】

障がい者の権利の擁護や、障がいがあることを理由にいかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進することを目的としている。

平成21年3月31日公布

### 【障害者自立支援法】

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて、自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた。

平成17年11月公布

平成23年12月一部改正

### 【認定特別支援学校就学者】

視覚障害者等（就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）で、その障がいが、第22条の3の表に規定する程度のもの）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者。

なお、第22条の3の表で規定する程度は以下のとおり

区分	障害の程度
視覚障害者	両目の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可 能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用 によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻 繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生 活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活におけ る基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学 的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状 態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

### 【予防教育】

子どもの障がいの有無に関わらず、個々の教育的ニーズに応じた長所を伸ばす支援を行い、早期からの丁寧な関わりによって、将来生じる可能性のある様々な困難さを支援や指導により早期から予防していく教育。

### 【キャリア教育】

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。キャリア教育では、社会・職業的自立に向け、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしたり、様々な役割の関係や価値を自ら判断し、取捨選択したりするために必要な基盤となる能力や態度を育てることで、自分らしい生き方を実現していくことを目指す。

### 【縦の連携】

幼稚園・保育園、小学校・中学校、高等学校、その後の進学先や就労先など、学年間や学校間それぞれの移行期において一貫した支援が行えるよう、細かな引継ぎや連携を行うこと。

### 【通級指導教室】

平成5年度から制度化されたもので、通常の学級に在籍しながら、一部の時間を特別な場で教育を受ける制度。現在は、言語障がい、自閉症・情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障がいを対象としている。

### 【教育支援員】

主として、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対し、学校における日常生活上の介助や学習活動上のサポートなどを行う役割として町が独自に配置している。国においては、特別支援教育を法的に位置づける改正学校教育法の施行などを踏まえ、計画的な配置が可能となるよう、平成19年度から市町村に対し地方交付税措置している。美瑛町立小中学校においては、きめ細かな学習ができるよう、主指導者の他に補助指導者として配置。

なお、通常学級においても、36人以上の大規模学級や変則複式学級等で学年別指導が困難な場合等に配置することがある。

### 【子ども支援センター】

未就学児の保護者の子育て支援や発達支援を目的として設置されており、幼児に対する早期からの発達支援・指導を行っている。障がいの有無に関わらず、相談や遊びの場を通して子どもへの支援を行っている。

### 【子育てファイル「すとリーむ」】

子どもの成長を見つめ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による連携した支援を行うことを目的に作成。関係機関が子どもの個性や特徴、これまでの経過などを共通理解し、自立に向けた手立てを共有することで、一貫したサポートを行うことを目指している。

### 【個別の支援計画】

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関が連携し、障がいのある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画。内容としては、障がいのある子どものニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法などが考えられる。

※「個別の支援計画」を、学校や教育委員会の教育機関が中心となって策定する場合には、「個別の教育支援計画」と呼んでいる。

### 【個別の教育支援計画】

障がいのある幼児及び児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児及び児童生徒一人一人について策定した支援計画。

「個別の支援ファイル」とは、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が共通で活用でき、連携して支援に当たることができるよう、幼児及び児童生徒の障がいや発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、幼児及び児童生徒や保護者のニーズ等を記録する相談・支援のための手帳やファイル。

### 【個別の指導計画】

幼児及び児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児及び児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

### 【特別支援教育コーディネーター】

各学校における支援教育の推進のため、主に校内委員会、校内教育支援委員会、校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、学校におけるコーディネーター的な役割を担う。

### 【地域支援コーディネーター】

各関係機関との連携を推進し、相談支援体制の構築や各機関との連絡調整、情報収集等を行う。また、保護者への支援、教育相談を行い、地域における「縦の連携」のための中心的役割を担う。

### 【専門家チーム（美瑛町では、相談支援チーム）】

学校に対して発達障がいを含む障がいの有無の判断や望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

### 【巡回相談】

発達障がいを含む障がいに関する専門的知識・経験を有する者が、幼稚園・保育園、小学校・中学校、高等学校等を巡回し、教員に対して、発達障がいを含む障がいのある幼児及び児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

### 【教育局のスーパーバイザー】

平成22年3月25日付け教行訟第329号「これからの教育局の機能及び組織について」で示された特別支援教育の指導等の一層の充実を図るため、配置している特別支援教育を専任的に担当する指導主事のこと。平成18年度から拠点となる5教育局（石狩、空知、上川、渡島、十勝）に配置し、平成23年度には全道14教育局すべてに配置している。

### 【理学療法士（PT）】

理学療法とは、身体に障がいのある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。理学療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、理学療法を行う専門職。

### 【作業療法士（OT）】

作業療法とは、身体または精神に障がいのある者に対し、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることをいう。作業療法士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、作業療法を行う専門職。

### 【言語聴覚士（ST）】

音声障がいや構音障がいなどのことばの障がいのある者に対し、訓練や指導を行うために、厚生労

働大臣の免許を受けて、リハビリテーションを行う専門職。

### 【視能訓練士（CO）】

視能訓練士法に基づき、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、両眼視機能に障がいのある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う専門職。

### 【交流及び共同学習】

障がいのある幼児及び児童生徒が、障がいのない幼児及び児童生徒と共に活動すること。交流及び共同学習は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したもの。平成16年6月の障害者基本法の改正において、交流及び共同学習を積極的に進めることが新たに規定された。

### 【高等部本科、高等部専攻科】

特別支援学校高等部には、中学部等の卒業者を対象とする本科と高等部等の卒業者を対象とする専攻科がある。本道においては、北海道高等盲学校及び北海道高等聾学校に専攻科が置かれており、専攻科の学科について、北海道高等盲学校には理療科及び保健理療科（修業年限はそれぞれ3年）が、北海道高等聾学校には情報デザイン科（修業年限は2年）がそれぞれ設置されている。